

資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 組織活動 | 労働組合入門（組合員の権利と義務）

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

▶ キーワード検索はこちら

労働組合入門（組合員の権利と義務）

「労働組合とは→基礎知識」シート 6

労働組合入門

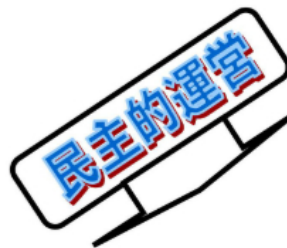
組合員の権利と義務

組合員の権利と義務は何のためにあるのだろうか。

組合員の権利と義務は、何を意味しているのだろうか。

組合員の権利

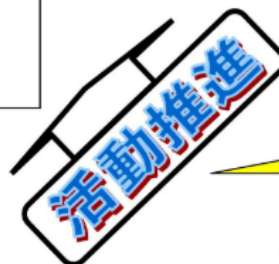
1. 組合活動に参加し組合の利益を享受する権利。
 2. 組合のすべての問題に意見を言う・決定参画の権利。
 3. 役員への選挙権及び被選挙権の権利。
 4. 正当な理由及び審問手続きを経ずに、除名、権利停止等の統制処分を受けない権利。
 5. 制裁・統制処分について弁明や不服を申し立てる権利
 6. 会計監査を求め、組合の会計帳簿を閲覧する権利。
 7. 組合活動の執行状況について報告を受ける権利。
- _____ 等があります。



組合員の義務

1. 組合の綱領や規約を守る義務。
 2. 組合方針や指令に従う義務。
 3. 組合発展、活動に協力する義務。
 4. 組合の諸会議に出席し、決議に参加する義務
 5. 役員就任を正当な理由なく拒まない義務
 6. 組合費その他の賦課金を納入する義務
- _____ 等があります。

このような「権利と義務」は組合規約に規定されています。組合規約を読もう！



社会のルールとして「労組法」に規定

組合無関心は、労働組合否定の態度、民主的運営・活動推進の放棄を意味します。
したがって、
組合員の権利と義務は、労働組合の運営と活動の基本権となります。
この基本権の行使なくして、私たち労働者の幸福は創れないのです。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**